

磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（<u>磐田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則</u>（平成25年磐田市規則第40号。以下「指定地域密着型サービス基準等規則」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等規則第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護相当サービス事業所の<u>管理</u>に支障がない場合は、当該訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（<u>磐田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則</u>（平成25年磐田市規則第40号。以下「指定地域密着型サービス基準等規則」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等規則第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護相当サービス事業所の<u>管理上</u>支障がない場合は、当該訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書</p>

現行	改正案
<p>第37条 略</p> <p>2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第18条第2項に規定する提供した具体的な訪問介護相当サービスの内容等の記録 (追加)</p> <p>(3) 第22条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第39条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する訪問介護相</p>	<p>第37条 略</p> <p>2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的な訪問介護相当サービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第39条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第22条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第39条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 前項第1号から第12号までの規定は、同項第13号に規定する訪問介護相</p>

現行	改正案
<p>当サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者)</p> <p>第43条 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の<u>管理に支障がない</u>場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第18条第2項に規定する<u>提供した具体的な通所介護相当サービスの内容等の記録</u></p> <p>(追加)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条に規定する<u>市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第33条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する<u>事故の状況及び講じた措置の記録</u></p> <p>(通所介護相当サービスの基本取扱方針)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当</p>	<p>当サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者)</p> <p>第43条 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の<u>管理上支障がない</u>場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第52条 略</p> <p>2 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第18条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的な通所介護相当サービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第55条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第22条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第33条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第35条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(通所介護相当サービスの基本取扱方針)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当</p>

現行	改正案
<p>たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、<u>口腔機能</u>の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して通所介護相当サービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第55条 通所介護相当サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 前項第1号から第10号までの規定は、<u>同項第11号</u>に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型</p>	<p>たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、<u>口腔^{くう}機能</u>の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して通所介護相当サービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)</p> <p>第55条 通所介護相当サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2 前項第1号から第12号までの規定は、<u>同項第13号</u>に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条 指定訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型</p>

現行	改正案
<p>サービスA事業所の管理に支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p>	<p>サービスA事業所の<u>管理上</u>支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(記録等の整備)</p>	<p>(記録等の整備)</p>
<p>第65条 略</p>	<p>第65条 略</p>
<p>2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 次条において準用する第18条第2項に規定する <u>提供した具体的な訪問型サービスAの内容等の記録</u></p>	<p>(2) 次条において準用する第18条第2項の<u>規定による提供した具体的な訪問型サービスAの内容等の記録</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(3) <u>第68条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>
<p>(3) 次条において準用する第22条に規定する <u>市への通知に係る記録</u></p>	<p>(4) 次条において準用する第22条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p>
<p>(4) 次条において準用する第33条第2項に規定する <u>苦情の内容等の記録</u></p>	<p>(5) 次条において準用する第33条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p>
<p>(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する <u>事故の状況及び講じた措置の記録</u></p>	<p>(6) 次条において準用する第35条第2項の<u>規定による事故の状況及び講じた措置の記録</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(7) <u>訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(訪問型サービスAの具体的取扱方針)</p>	<p>(訪問型サービスAの具体的取扱方針)</p>
<p>第68条 家事援助ヘルパー等の行う訪問型サービスAの方針は、次に掲げる</p>	<p>第68条 家事援助ヘルパー等の行う訪問型サービスAの方針は、次に掲げる</p>
<p>ところによるものとする。</p>	<p>ところによるものとする。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>(追加)</p>	<p>(8) <u>訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の</u></p>

現行	改正案
<p>(8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略</p> <p>2 前項第1号から第10号までの規定は、<u>同項第11号</u>に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者) 第72条 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理に支障がない場合は、<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(記録等の整備) 第75条 略</p> <p>2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 次条において準用する第18条第2項に規定する<u>提供した具体的な通所型サービスAの内容等の記録</u> (追加)</p> <p>(3) 次条において準用する第22条に規定する<u>市への通知に係る記録</u> (4) 次条において準用する第33条第2項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u> (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する<u>事故の状況及び講</u></p>	<p><u>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略</p> <p>2 前項第1号から第12号までの規定は、<u>同項第13号</u>に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。</p> <p>(管理者) 第72条 指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(記録等の整備) 第75条 略</p> <p>2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略 (2) 次条において準用する第18条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的な通所型サービスAの内容等の記録 (3) <u>第78条第1項第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 次条において準用する第22条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第33条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第35条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び講</p>

現行	改正案
<p data-bbox="224 272 416 296">じた措置の記録</p> <p data-bbox="208 344 680 368">(通所型サービスAの具体的取扱方針)</p> <p data-bbox="163 381 1099 405">第78条 通所型サービスAの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p data-bbox="197 418 389 442">(1)～(6) 略</p> <p data-bbox="208 454 286 478">(追加)</p> <p data-bbox="208 563 286 587">(追加)</p> <p data-bbox="197 675 304 699">(7) 略</p> <p data-bbox="197 711 304 735">(8) 略</p> <p data-bbox="197 748 304 772">(9) 略</p> <p data-bbox="197 785 304 809">(10) 略</p> <p data-bbox="170 821 1115 884">2 前項第1号から第9号までの規定は、<u>同項第10号</u>に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。</p> <p data-bbox="208 932 400 956">(電磁的記録等)</p> <p data-bbox="163 968 1115 1326">第80条 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第62条（第76条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを</u></p>	<p data-bbox="1205 272 1397 296">じた措置の記録</p> <p data-bbox="1189 344 1662 368">(通所型サービスAの具体的取扱方針)</p> <p data-bbox="1144 381 2080 405">第78条 通所型サービスAの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p data-bbox="1178 418 1370 442">(1)～(6) 略</p> <p data-bbox="1178 454 2107 557"><u>(7) 通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p data-bbox="1178 563 2107 665"><u>(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1178 675 1285 699">(9) 略</p> <p data-bbox="1178 711 1285 735">(10) 略</p> <p data-bbox="1178 748 1285 772">(11) 略</p> <p data-bbox="1178 785 1285 809">(12) 略</p> <p data-bbox="1151 821 2096 884">2 前項第1号から第11号までの規定は、<u>同項第12号</u>に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。</p> <p data-bbox="1189 932 1382 956">(電磁的記録等)</p> <p data-bbox="1144 968 2096 1326">第80条 指定事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第62条（第76条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____</p>

現行	改正案
いう。)により行うことができる。 2 略	_____により行うことができる。 2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第29条第3項（第53条、第66条及び第76条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「掲載しなければ」とあるのは、「掲載するよう努めなければ」とする。